

被共済者が退職することになったら・・・

建退共の退職金は、被共済者が退職して事業所を変わっても先々の事業主（建設業）のところで証紙を貼ってもらい、働いた日数分は全部通算されて支払われる仕組みとなっています。

1冊の手帳で長く積立を続けると運用利益が大きくなり、受け取る時とても有利となります。

退職後「建設業で働く可能性がある方」「仕事が決まっていない方」「まだ分からないという方」は請求資格がある場合でも、請求手続きはちょっと待ってください。

継続が断然おトクなんです！

例えば、A社で20年働いて（積立）退職し、次にB社で5年働いて（積立）退職した方の場合。
 <最初から日額310円で積立を始めた場合で、月21日働いたとして計算しています。>

【1冊の手帳で継続した場合の退職金】 25年分 → 2,927,547円 ……………①

【退職する都度請求し、2回受け取った（継続しなかった）場合の退職金】
 (20年分 → 2,205,588円) + (5年分 → 408,177円) = 2,613,765円 (2回分の合計) …②

1冊の手帳で長く積立を継続した方が、313,782円(①-②)多く受け取ることになります。

※ 退職金試算は建退共本部のホームページからアクセスすることができます。

被共済者が退職する時は、次のことをご説明のうえ手帳を本人へお渡しください。

- ◆ 手帳には有効期限がありません。建設業で働いたらいつでも積立継続が可能です。
- ◆ 次に建設業で働いた場合は、手帳があることをその事業主へ申し出てください。
- ◆ 退職金請求資格は約500日の積立からです。
 (被共済者死亡の場合は、約250日の積立があればご遺族の方が受け取れます。)

- ★ 請求資格がある場合は、退職金請求書（事業主が証明欄に押印したもの）を一緒にお渡しください。
- ★ 手帳を渡した時、建退共への届け出は不要ですが「共済手帳受払簿」に記録をしてください。
- ★ 被共済者と連絡が取れず手帳を渡せなかった場合は、建退共支部へご相談ください。

～ 「建退共長崎県支部」のホームページがリニューアルされました！ ～
 各種申請書のダウンロードができます。「建退共長崎県支部」で検索してください。

重要なお知らせです！

平成24年5月1日（火）～2日（水）は、建退共本部の事務所移転に伴い、業務システムが稼働できないため、支部においては休祭日を含め4/28（土）～5/6（日）の間、履行証明発行・手帳更新作成等すべての業務ができなくなります。この間の諸手続きにつきましては、お預かりして5月7日（月）以降の処理となりますので、お急ぎの手続きがございましたらお早めに提出をお願いいたします。皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解とご了承を賜りますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（TEL095-826-2285）迄お問い合わせください。

※ なお、このお知らせは平成24年2月29日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。